

【変更】参加申込の締切を延長しました。(P5／変更箇所は赤字で表記)
変更前) 3月11日(月)17時 変更後) 3月21日(木)17時

令和6年度 <神戸市こども誰でも通園制度モデル事業> 募集要項

1. 目的

認定こども園や保育所等に通っていないこども（0歳6か月～2歳（満3歳未満））の育ちを支援し、保護者の育児負担軽減を図るため、神戸市こども誰でも通園制度モデル事業（以下、「モデル事業」という）補助金の交付を受け、神戸市内で本事業を実施する事業者を募集します。

2. 募集事業者（実施施設）

市内に所在する、認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内事業、幼稚園）、地域子育て支援拠点（児童館等）の10施設程度

3. 実施事業

(1) 利用対象となるこども

- ① 市内に居住する、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～2歳とする。（利用開始日時点で0歳6か月のこどもが対象。満3歳になると利用対象から外れる）
- ② 認可外保育施設に通っている0歳6か月～2歳は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている0歳6か月～2歳は対象外とする。
- ③ 行政区をまたいでの利用も可能とする。

(2) こどもの預かり

- ① こども誰でも通園制度を実施するために、通常保育の定員とは別に、モデル事業実施のための0歳児・1歳児・2歳児の定員を確保し、対象となるこどもの預かりを行う。なお、0・1・2歳児の定員は必ず1人以上は確保すること。
- ② 原則として令和6年6月3日(月)から預かりを開始し、令和7年3月まで実施すること。改修等に期間を要する場合は、遅くとも11月(Ⅱ期)からの預かりを開始すること。（Ⅰ期：6月～10月、Ⅱ期：11月～3月）
- ③ 利用方法については、実施施設において、「定期利用方式」（誰でも通園用に確保した定員の範囲内で、定期利用枠を予め設定し、利用者を受入れる方法）または「自由利用方式」（誰でも通園用に確保した定員の範囲内で、自由に利用者を受入れる方法）、もしくは「定期利用方式と自由利用方式との併用」を選択して実施すること。

※【参考1】【参考3】参照

- ④ 実施方法については、一般型（在園児と合同）もしくは一般型（専用室独立実施型）のいずれかを選択し、設備運営基準、職員配置基準を遵守のうえ実施すること。（令和6年度モデル事業では、余裕活用型は認めない。） ※【参考2】参照
- ⑤ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- ⑥ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用

が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。 ※親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意すること。

- ⑦ 実施施設は、利用可能枠（こども一人月 10 時間）の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに神戸市に報告すること。
- ⑧ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。
- ⑨ 対象となるこどもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てのアドバイスをを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設けること。
- ⑩ 実施施設が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、神戸市に速やかに報告するとともに、神戸市と協力し、関係機関との連携に努めること。

(3) 利用者の募集・決定

- ① 4 月初旬より、利用者の募集を開始する。募集開始後、抽選もしくは先着順により利用者を決定すること。決定後、利用者を神戸市に報告すること。
- ② 少なくともⅠ期：6 月～10 月、Ⅱ期：11 月～3 月の二期に分けて、それぞれ利用者を募集・決定すること。なお、同じ利用者が両方の期間を利用することも可能とする。
- ③ 利用者からの申し込みは、園が指定する方法で受け付けるものとする。
- ④ 保護者から園への利用申込書は、市で統一の様式を作成する。
- ⑤ 配慮が必要なこどもやその保護者（要支援家庭）から利用希望がある場合は、配慮を行うこと。

(4) 利用者の利用時間の管理

- ① 月ごとに、利用者の利用時間の管理を適切に行うこと。
※今回のモデル事業では、複数園の利用は認めていない。

(5) 利用者負担の徴収

- ① こども一人 1 時間あたり 300 円の利用料を、実施施設で徴収する。
- ② ただし、生活保護世帯等は利用料の減免を行う予定。
- ③ このほかの給食費・おやつ代等の実費負担については、保護者同意の上、実施施設においてそれぞれ定めた金額を徴収する。保育教材費等に係る上乗せ費用負担は保護者に求めないこと。

(6) 事業の周知

- ① 事業の周知は、実施施設がホームページ、SNS 等において行う（在園児保護者への周知を含む）。市においても子育て関連施設等の窓口や神戸市ホームページ等で実施するものとする。

- ② 園児募集にかかるチラシのデザインは神戸市で作成しデータを提供する。必要に応じて、実施施設で印刷し活用すること。

(7) 効果検証

- ① 本事業はモデル事業であるため、実施事業の効果検証に係る、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、適宜神戸市に情報提供する。また神戸市からの要請があれば、事業検証のための会議に参加しなければならない。
- ② 神戸市から利用者にアンケート調査を実施する場合は、アンケート調査の実施に協力すること。

(8) 状況報告

- ① 毎月のモデル事業の実施状況を、利用状況報告書（市指定様式）により、翌月5日までに神戸市に報告する。

(9) 事業実施体制

- ① 「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付27文科初第238号雇児発0717第11号通知）」に定める設備、保育の内容、職員の配置に係る基準を満たすこと。
- ② 面積基準（0・1歳児は1人につき3.3㎡以上、2歳児は1人につき1.98㎡以上）を遵守すること
- ③ 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

(10) 留意事項

- ① 保育中に重大事故が生じた場合には、速やかに神戸市に報告すること。
- ② 利用者の決定後、利用開始までに事前面談を必ず実施すること。
- ③ 本事業の実施時に事故等が発生した場合の補償に対応できるよう、保険に加入するなど対策を講じておくこと。
- ④ 利用日当日に通園がない場合には、対象児童の状況を確認すること。
- ⑤ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、神戸市に情報提供を行う。また、単なる情報提供にとどまらず、当該児童の保育および保護者との面接対応に際

して、神戸市と連携して対応を行う。

- ⑥ 給食等の提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ⑦ 実施施設は、モデル事業に関する資料は、事業実施後5年間保存すること。
- ⑧ 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に神戸市およびこども家庭庁による現地調査を行う場合があること。
- ⑨ 新たに物件を賃借して事業を実施する場合は、一定の施設基準を満たすこと。

(11) 個人情報の保護

- ① 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(12) 実施スケジュール（予定）

令和6年4月初旬～	利用者の募集・決定
令和6年5月	利用者との事前面談
令和6年6月～10月	こどもの預かり（Ⅰ期）
令和6年11月～令和7年3月	こどもの預かり（Ⅱ期）

4. 補助金の内容

補助額	A. 3（2）に定める内容に要する経費 ・ こども一人1時間あたり850円 ・ 障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算する B. 3（3）～（11）に定める内容に要する経費 ・ 利用可能時間10時間あたり1,200円 C. 事業開始後の賃借料 D. 事業実施のための施設改修に要する経費
補助上限額	A. 1,087万円／年 B. 上限なし C. 255万円（2施設） D. 300万円（2施設） ※ 補助対象経費の3/4の額と300万円の低い方を上限とする
補助期間	事業開始日から令和7年3月31日

※A・Bはモデル事業を実施する施設が対象。C・Dは施設改修を実施する施設や物件を賃借して実施する事業者のみ。

※Bは国が令和7年度に運用開始予定の「こども誰でも通園制度総合支援システム(仮称)」が導入されるまでの間に限って加算。

5. スケジュール

公募開始	令和6年3月6日（水）
参加申込の〆切	令和6年3月11日（月） 変更後：令和6年3月21日（木）
質問書の〆切	令和6年3月11日（月）
質問書に対する回答	令和6年3月14日（木）
本応募の〆切	令和6年3月21日（木）
審査結果通知	令和6年3月28日（木）

※各日程については、変更となる場合があります。

6. 応募方法等

（1）参加申込

提出書類	・応募申込書（様式1）
提出先	提出書類を添付し、こども家庭局幼保振興課あてに、Email でご提出ください。 件名：【参加申込】神戸市こども誰でも通園制度モデル事業 Email アドレス： kodomo-shinkou@office.city.kobe.lg.jp ※参加申し込み後に辞退する場合には、辞退届（様式4）を提出すること
受付期間	3月6日（水）～3月11日（月）17時 変更後：3月6日（水）～3月21日（木）17時

※参加申込を行わないと、本応募することができません。

（2）質問

質問方法	質問書（様式3）により、こども家庭局幼保振興課あてに、Email でご提出ください。 件名：【質問】神戸市こども誰でも通園制度モデル事業 Email アドレス： kodomo-shinkou@office.city.kobe.lg.jp
質問期間	3月6日（水）～3月11日（月）17時
回答方法	参加申込のあった事業者に、メールで回答します。 ※ 質問が無かった場合は、その旨をお知らせします。

（3）本応募

提出書類	・実施計画書（様式2） ・実施場所の平面図（保育室の有効面積がわかるもの）
提出先	こども家庭局幼保振興課あてに、提出書類を添付し、Email でご提出ください。 件名：【本申込】神戸市こども誰でも通園制度試行モデル事業 Email アドレス： kodomo-shinkou@office.city.kobe.lg.jp
受付期間	3月6日（水）～3月21日（木）17時

※本応募には、6（1）参加申込が必要です。

7. 評価方法等

評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員は、地域ごとに、提案の内容を元に評価基準により採点を行い、総得点が高い事業者から順に実施決定施設として選定する。総得点が高い事業者が複数いた場合には、実施内容項目の得点が高い方を選定する。 ・実施施設の施設種別や利用方法等のバランスを踏まえて選定する。 																								
評価項目	<table border="1" data-bbox="427 517 1326 1742"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 517 632 607">項目</th> <th data-bbox="632 517 1166 607">評価基準</th> <th data-bbox="1166 517 1321 607">配点 (満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 607 632 887">実施内容</td> <td data-bbox="632 607 1166 887"> <ul style="list-style-type: none"> ● 十分な利用可能時間を確保できているか。 ● I 期から利用を開始することができるか。 ● 利用者のニーズに即した内容になっているか。 </td> <td data-bbox="1166 607 1321 887">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 887 632 1070">実施体制</td> <td data-bbox="632 887 1166 1070"> <ul style="list-style-type: none"> ● 安定的に保育を提供できる体制が整っているか。 ● 従事する職員が保育できない場合、フォローできる体制になっているか。 </td> <td data-bbox="1166 887 1321 1070">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1070 632 1211">実施方針</td> <td data-bbox="632 1070 1166 1211"> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の趣旨を正しく理解し、こどもの育ちの支援・保護者の育児負担の軽減に資する提案や工夫点があるか。 </td> <td data-bbox="1166 1070 1321 1211">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1211 632 1697" rowspan="4">実績</td> <td data-bbox="632 1211 1166 1352"> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育の実績があり、未就園児の預かりに関するノウハウを多く有しているか。 </td> <td data-bbox="1166 1211 1321 1352">15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1352 1166 1494"> <ul style="list-style-type: none"> ● 区役所と連携し障害児や要支援児童の預かりの実績があり、ノウハウを有しているか。 </td> <td data-bbox="1166 1352 1321 1494">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1494 1166 1592"> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子ども・子育て支援に貢献しているか。 </td> <td data-bbox="1166 1494 1321 1592">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1592 1166 1697"> <ul style="list-style-type: none"> ● 直近3カ年の監査・実施指導等において、指摘を受けていないか。 </td> <td data-bbox="1166 1592 1321 1697">10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1697 1166 1742" style="text-align: center;">合計</td> <td data-bbox="1166 1697 1321 1742">100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="427 1749 970 1783">※ 各評価委員が項目ごとに評価を行います。</p>	項目	評価基準	配点 (満点)	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な利用可能時間を確保できているか。 ● I 期から利用を開始することができるか。 ● 利用者のニーズに即した内容になっているか。 	30	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的に保育を提供できる体制が整っているか。 ● 従事する職員が保育できない場合、フォローできる体制になっているか。 	10	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の趣旨を正しく理解し、こどもの育ちの支援・保護者の育児負担の軽減に資する提案や工夫点があるか。 	20	実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育の実績があり、未就園児の預かりに関するノウハウを多く有しているか。 	15	<ul style="list-style-type: none"> ● 区役所と連携し障害児や要支援児童の預かりの実績があり、ノウハウを有しているか。 	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子ども・子育て支援に貢献しているか。 	5	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近3カ年の監査・実施指導等において、指摘を受けていないか。 	10	合計		100
項目	評価基準	配点 (満点)																							
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な利用可能時間を確保できているか。 ● I 期から利用を開始することができるか。 ● 利用者のニーズに即した内容になっているか。 	30																							
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的に保育を提供できる体制が整っているか。 ● 従事する職員が保育できない場合、フォローできる体制になっているか。 	10																							
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の趣旨を正しく理解し、こどもの育ちの支援・保護者の育児負担の軽減に資する提案や工夫点があるか。 	20																							
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育の実績があり、未就園児の預かりに関するノウハウを多く有しているか。 	15																							
	<ul style="list-style-type: none"> ● 区役所と連携し障害児や要支援児童の預かりの実績があり、ノウハウを有しているか。 	10																							
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子ども・子育て支援に貢献しているか。 	5																							
	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近3カ年の監査・実施指導等において、指摘を受けていないか。 	10																							
合計		100																							
評価結果	<p>評価結果及び選定結果は、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。</p>																								

8. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする場合がある。

- ① 条件を満たさない申請を行った場合
- ② 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

9. その他留意事項

- ① 申請に係る一切の費用については、すべて事業者負担とする。
- ② 評価委員会に関する質問には一切回答しないものとする。
- ③ 選定後に、必要に応じて神戸市と協議を行い、事業計画を調整する場合がある。
- ④ 実施施設に選定されたことをもって、補助金の交付決定ではない。事業計画の確定後、あらためて補助金の交付申請が必要。
- ⑤ 本募集において提出された書類は、神戸市情報公開条例の規定による請求に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて第三者に開示することができるものとする。
- ⑥ 本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止する。
- ⑦ その他、本募集要項に定めのない事項については、神戸市において定める。

10. 事務局

神戸市こども家庭局幼保振興課振興係

T E L : 078-322-5216

Email : kodomo-shinkou@office.city.kobe.lg.jp

【参考1】 利用方法について

	定期利用方式	自由利用方式
考え方	利用する月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) <ul style="list-style-type: none"> 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約 	(例) <ul style="list-style-type: none"> 利用前月の一定期日より翌月分の予約 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい 子どもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能

【参考2】 実施方法について

	一般型 (在園児と合同)	一般型 (専用室独立実施型)
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 専用スペースは設けず、在園児と合同 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 在園児とは別の専用スペースを設ける
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが在園児と関わる機会が多い 実質的に、子ども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども誰でも通園制度を利用することも合わせた環境を確保することができる 専任の職員の下で対応

※令和6年度モデル事業では、余裕活用型での実施は行わない。

設備及び運営に関する基準等について

児童福祉法施行規則

第三十六条の三十五

法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。
- イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
- ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハにおいて同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハにおいて同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。
- ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。
 - (1) 当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員が保育士であるとき
 - (2) 当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当

- 該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき
- ニ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。
- ホ 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。次号ホにおいて同じ。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- 三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。
- イ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- ロ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- ハ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）
- ニ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル

ル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）を、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百一十八号）第二百二十二条第一項各号又は同条第二項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 併用上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十二条第一項各号又は同条第二項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十二条第一項各号又は同条第二項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十二条第一項各号又は同条第二項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十二条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十二条第一項各号又は同条第二項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第二項第二号に規定する構造を有する場合は、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外階段 3 建築基準法施行令第二百二十二条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百十二

条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

【様式1】

令和6年 月 日

神戸市長 へ

所在地
法人名
施設名
代表者名
施設種別

令和6年度 神戸市こども誰でも通園制度モデル事業 応募申込書

神戸市こども誰でも通園制度モデル事業について、募集要項の記載事項を遵守のうえ応募します。

【連絡先】

担当者名	
電話番号	
Email	

【様式2】

実施計画書

1. 実施計画書

(1) 実施施設

施設名称	
施設類型	
所在地	神戸市 区

施設改修予定の有無 あり なし

モデル事業用に新たに賃借する物件か はい いいえ

(2) 実施内容

【モデル事業用に確保する定員】

利用設定日あたり定員数 | 0歳児：__人、1歳児：__人、2歳児：__人

【利用開始時期】

I期（6月～10月） II期（11月～3月）※改修に期間を要する場合のみ

その他 [__期 I期（__月～__月）II期（__月～__月）III期（__月～__月）]

【預かり形態】

一般型（在園児合同） 一般型（専用室独立型／モデル事業の児童のみ）

一般型（専用室独立型／一時保育児と合同）

【利用方法】

定期利用方式 自由利用方式 併用

※定期利用方式で実施する場合

利用パターン | 1回 2.5H×月4回

1回 5.0H×月2回

その他（1回__H×月__回）

開所時間 | __時～__時

月あたり利用可能時間 | 0歳児：__時間 1歳児：__時間 2歳児：__時間 計：__時間

※利用可能時間の算出にあたり、1か月を月～日曜日の4週間と想定すること。

※自由利用方式で実施する場合

利用曜日 | 月 火 水 木 金 土 日 祝日

開所時間 | __時～__時

※年齢ごとに異なる場合は、それぞれ記載してください。

月あたり利用可能時間 | 0歳児：__時間 1歳児：__時間 2歳児：__時間 計：__時間

※利用可能時間の算出にあたり、1か月を、月～日曜日の4週間と想定すること。

【その他】

申込受付方法 | TEL Email 専用システム その他（ ）

利用者決定方法 | 抽選 先着順

給食・おやつ提供の有無 | あり なし

利用時間管理方法 | 登校管理システム 出席簿にサイン
その他 ()

(3) 実施体制

従事する職員（想定でも可）の氏名・経歴や、管理・サポート体制を記載してください。

--

(4) 実施方針・考え方

本事業を実施するにあたっての実施方針やコンセプト、運用面での工夫する点や、こども誰でも通園制度への考え方などを、記載してください。

--

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績

(1) 一時保育の実施状況

実施状況 | 実施している 実施していない

実施している場合、直近3ヵ年分の人数（R5年度は現時点の人数）

R3年度：__人 R4年度：__人 R5年度：__人

(2) 自主事業を含め、地域子ども・子育て支援に係る事業の実績があれば、その内容を示すこと。

項目： _____

内容： _____

3. 区との連携実績

※直近3ヵ年分を記載（R5年度は現時点の人数）

(1) 障害児受入数

R3年度：__人 R4年度：__人 R5年度：__人

(2) 要支援家庭児童受入数

R3年度：__人 R4年度：__人 R5年度：__人

【様式3】

令和6年 月 日

神戸市長 へ

施設名 :

代表者名 :

質 問 書

神戸市こども誰でも通園制度モデル事業に関するプロポーザルについて、下記のとおり質問書を提出します。

No	資料名	ページ	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。

【様式4】

令和6年 月 日

神戸市長 へ

所在地

施設名

代表者名

参加申込辞退届

神戸市こども誰でも通園制度モデル事業について、都合により参加を辞退します。

(辞退の理由)